

令和6年度第1回沖縄地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和6年7月1日(月) 15:00~15:45

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)

3 出席者

公益代表委員 5名(岩橋培樹、上江洲純子、島袋秀勝、城間貞、西村オリエ 敬称略)

労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)

使用者代表委員 5名(佐久本和代、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)

事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)

4 議題

(1) 沖縄地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任について

(2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)

(3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について

(4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について

(5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(6) 運営小委員会の設置等について

(7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について

(8) その他

5 配付資料 - 1

(1) 令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

(2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)

(3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程(案)

(4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程(案)

(5) 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)

(6) 関係法令等(抜粋) ・最低賃金法 ・最低賃金審議会令及び施行規則

(7) 令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

(8) 2024年度特定(産業別)最低賃金 改正の申出意向表明について(2024年3月21日)

(9) メーカー沖縄県集会決議の実現を求める要請(参考)

(沖縄県労働組合総連合、2024年6月4日)

(10) 業務改善助成金の実績(最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策)

(11) 「最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明」について

(参考)(沖縄弁護士会 2024年(令和6年)6月27日付け沖弁発第45号)

6 配布資料 - 2 (参考資料)

- (1) 管内経済情勢報告 (令和6年4月 「沖縄総合事務局財務部」)
- (2) 法人企業景気予測調査 (令和6年4月～6月期調査:沖縄総合事務局財務部)
- (3) 沖縄県労働力調査 (令和6年4月分)(令和6年5月31日 「沖縄県企画部統計課」)
- (4) 沖縄県の賃金、労働時間、雇用の動き〔毎月勤労統計調査地方調査 令和6年3月分〕
(令和6年5月31日 「沖縄県企画部統計課」)
- (5) 那覇市及び沖縄県の消費者物価指数の動向〔令和6年4月分〕「沖縄県企画部統計課」
- (6) 消費者物価指数等の推移 〔令和6年4月分、5月分〕
(令和6年5月24日、6月21日「総務省統計局」)
- (7) 県内経済・景況動向等 (金融機関調査結果等) 日本銀行那覇支店
 - ・県内金融経済概況(2024年6月)(2024年6月10日)
 - ・景気判断の推移
 - ・主要ホテル客室稼働率(2024年6月10日)
 - ・県内企業短期経済観測調査結果(2024年3月調査)(2024年4月1日)
- (8) 沖縄振興開発金融公庫
 - ・県内企業景況調査結果 〔2024年1～3月期実績、4～6月期見通し〕(令和6年4月18日)
 - ・2023・2024年度設備投資計画調査結果〔2024年3月調査〕 (令和6年4月25日)
- (9) おきぎん経済研究所
 - ・県内景況・速報 〔2024年4月分〕(2024年5月29日)
 - ・2023年度県内景況・確報(2024年6月14日)
- (10) りゅうぎん総合研究所
 - ・県内の景気動向 概況〔2024年4月〕(2024年5月30日)
- (11) 海邦総研
 - ・県内企業賃金動向〔2023年実績、2024年見通し〕(2024年1月17日)
- (12) 「労働市場の動き」 令和6年(2024年)5月 (沖縄労働局職業安定部)
- (13) パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について
(令和3年12月27日閣議了解)
- (14) 最低賃金に関する要望
(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)(2024年4月18日)
- (15) 2024年度最低賃金行政に関する要請書 (日本労働組合総連合)(2024年4月16日)

7 配布資料 - 3 (追加参考資料)

- (1) 第68回中央最低賃金審議会(令和6年6月25日)
- (2) 同 第1回目安に関する小委員会(令和6年6月25日)
- (3) 沖縄県経済動向(令和6年1-3月期)(令和6年6月28日「沖縄県企画部企画調整課」)

8 決定事項の資料

- (1) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
- (2) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程
- (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- (4) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金運営小委員会名簿
- (5) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会審議計画
- (6) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

第1回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

○崎原賃金室長

皆様こんにちは。

本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、これより、令和6年度第1回沖縄地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日の審議会は、皆様にお配りしております議事次第に沿って進めさせていただきます。

なお、議事の進行につきましては、最低賃金法第24条第3項の規定により審議会の会長が行うこととなっておりますが、本日は、今年度第1回目の会議でございますので、冒頭部分を事務局の方で務めさせていただきます。

この後、私の説明の中で、根拠となる関係法令条文等を述べさせていただきますが、その関係法令等につきましては、資料11ページの資料6の抜粋版をご参考にしていただければと思います。

また、関係法令の詳細につきましては、配布しております令和6年度版最低賃金決定要覧、黄色い冊子に掲載されておりますので併せてご参考にしていただければと思います。

はじめに、審議会の開催に当たりまして各委員の出欠の状況でございます。沖縄地方最低賃金審議会の委員につきましては、最低賃金審議会令、資料12ページにございますが、第2条第2項に基づき、公益、労働者側、使用者側の各代表5名、計15名で構成するとされております。本日の出席者数は、公益代表委員が5名、労働者側代表委員が5名、使用者代表委員が5名でございます。よって、本審議会は、審議会令第5条第2項の規定により、全体の2/3以上又は各委員の1/3以上の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは議事次第1番目の沖縄地方最低賃金審議会委員の紹介に移ります。

委員の皆様につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年の任期となっておりますので、引き続き今年度もよろしく願いいたします。

そして、今年度から使用者側委員1名が新たに任命されておりますので、改めて委員全員を紹介させていただきます。

1ページの資料1に委員名簿がございます。

名簿順に私の方からお名前をお呼びいたしますので、申し訳ございませんがその場でお立ちいただき、ご挨拶いただければと思います。

○崎原賃金室長

まず、公益代表委員、岩橋委員。

○岩橋委員

公益委員の岩橋です。4年目になるので、お馴染みの方々いると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

続いて、上江洲委員。

○上江洲委員

上江洲でございます。昨年は台風もあってかなり翻弄された気がいたしますけれども、今年は、暑い夏となりそうです。みなさんも体調にご留意の上、どうぞよろしくお願ひいたします。

○崎原賃金室長

島袋委員。

○島袋委員

島袋です。また、今年もよろしくお願ひします。充実した審議ができればと考えております。

○崎原賃金室長

城間委員。

○城間委員

公認会計士の城間でございます。私も4年目ぐらいになります。日頃は、中小企業の皆様と接触しておりますけれども、やはり、最低賃金よりもどちらかという、人手不足感がものすごく強いと感じております。今年もよろしくお願ひします。

○崎原賃金室長

西村委員。

○西村委員

弁護士の西村と申します。私も4年目になります。充実した審議に貢献できるよう、頑張りたいと考えております。よろしくお願ひします。

○崎原賃金室長

続きまして、労働者代表委員の石川委員。

○石川委員

石川です。よろしくお願ひします。私は5年目になりますが、賃上げの社会的な流れを、沖縄県内に広げていけるよう頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○崎原賃金室長

喜納委員。

○喜納委員

労側委員でU A ゼンセンの支部長しております喜納と申します。中小企業、まあ大手もありますけど、最賃近傍で働いている方たちと日頃接しており、ぜひその声を届けたいですし、毎年ですけど、今年は特にいろんな循環のために、最賃はとても大事だというふうに思っております。みなさん、真摯な協議でよりよい結果になるよう努めていきます。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

知花委員。

○知花委員

知花です。今年は、春闘でかなり大きな額が上がったということで、今回、行う最賃審議会に対する期待はかなり大きなものになっておりますので、県民の期待に応えられるような結果が出せるように、努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

照喜名委員。

○照喜名委員

皆さんこんにちは。労働者側委員の照喜名でございます。出身は沖縄電力関連産業労組総連合の副事務局長でございます。私のほうは、3回目の審議会ということでございます。最終的には、立場の違いを含め、いろんな論議が交わされると思いますが、やはり、沖縄の未来のためにどうあるべきかというのが、行き着くところかと思っておりますので、そういった思いをもって働く者の代表として努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

野原委員。

○野原委員

私は、昨年から委員になりましたので、2年目になります。出身単組はイオン琉球労働組合で中央執行委員長をやっています。今年は、春闘から大きな賃上げの流れがございましたが、今は、この最低賃金、この審議に関しては、多くの注目と期待がされています。私自身、労働者代表としていろんなお話をさせていただきたいと思っております。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

使用者代表委員の佐久本委員。

○佐久本委員

沖縄県中小企業団体中央会の佐久本と申します。私も4年目になっております。先ほど、城間委員からありましたように、人手不足がかなり深刻な課題となっておりますし、価格転嫁ができない企業、そして、賃上げの原資確保できていないという事業所も、かなり多くいらっしゃるので、そういった声もどこかで出す機会かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○崎原賃金室長

田端委員。

○田端委員

経営者協会専務の田端でございます。今年で5年目となります。毎年のように、審議していくと使用者側は厳しい立場におかれているのですが、使用者側の立場をしっかりと主張してまいりたいと思ます。どうぞよろしくお願いたします。

○崎原賃金室長

津波古委員。

○津波古委員

沖縄県商工会連合会の専務理事の津波古と申します。

今年度、6月に専務理事に就任いたしました。新しく委員ということで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○崎原賃金室長

比嘉委員。

○比嘉委員

株式会社Life is Loveの代表をしております、比嘉と申します。私も5,6年目になります。どうぞよろしくお願いたします。

普段は、企業の皆様の組織づくり、それから経営戦略を作っていくお手伝い等もさせていただいております。本当に人手不足が深刻だなというふうに思っております。労使一体となって未来を作れるように、今年もいい審議につなげていければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○崎原賃金室長

福地委員。

○福地委員

那覇商工会議所の事務局長をしております、福地でございます。今年もよろしくお願いたします。中小企業、零細企業の使用側で、参加させていただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

○崎原賃金室長

皆様、どうもありがとうございました。
併せて、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介・挨拶)

なお、事務局につきまして4月に人事異動がありましたことから、代表しまして岡崎労働基準部長より一言ご挨拶をさせていただきます。

○岡崎労働基準部長

4月1日付で沖縄労働局労働基準部長を拝命いたしました岡崎でございます。委員の皆様、今年度しっかりと審議をいただけますように、事務局の運営を行う所存です。よろしくお願いたします。

○崎原賃金室長

ありがとうございました。
続きまして、議事次第2番目の会長、会長代理の選任に移ります。
資料編の11ページの資料6をご覧ください。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとされておりますので、公益委員のうちから、会長及び会長代理の推薦をお願いしたいと思います。

(委員、挙手)

○崎原賃金室長

石川委員。

○石川委員

それでは、石川のほうから推薦をさせていただきます。

まず、会長につきましては、島袋秀勝委員、会長代理につきましては、上江洲純子委員を推薦したいと思います。

推薦理由ですが、昨年の審議会におきましても、審議会全体を把握して、可能な限り適切、妥当な方向、労使双方が納得いくような方向に、お二方が担っていただいたかと思っております。これまでの経

験や周りの信頼の厚さからも、今年もこの二人を推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

○崎原賃金室長

はい、ありがとうございます。

ただいま、労働者側委員の石川委員より、会長に島袋委員、会長代理に上江洲委員とのご推薦をいただきましたが、如何でしょうか。

(異議なし)

○崎原賃金室長

ありがとうございます。ただいま、異議なしのご意見がございました。皆様のご了承が得られましたので、今年度の当審議会の会長には島袋委員、会長代理には上江洲委員にお願いしたいと思います。

それでは、これからの当審議会の議事の進行につきましては、島袋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○島袋会長

ただいま、ご紹介いただきました島袋でございます。

昨年度に引き続き、会長を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

沖縄地方最低賃金審議会における調査審議が、労使各委員のご理解とご協力を得て、円滑に進めることができるよう努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長代理の上江洲委員からも一言お願いします。

○上江洲会長代理

会長代理に拝命いたしました上江洲でございます。今年度もかなり注目の審議が始まるとうとしておりまして、私自身も身の引き締まる思いであります。

会長を支えつつ、審議会の円滑な運営に努めていきたいと思っております。各委員の先生方にご協力頂くといたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○島袋会長

それでは、早速、議事に入りたいと思っております。議事次第の3番目沖縄県最低賃金の改正決定についての諮問に移ります。

柴田労働局長よろしくお願いいたします。

(柴田労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動)

○崎原賃金室長

委員の皆様におかれましては、資料編3ページの資料2に諮問文写しをつけておりますので、御確認

をよろしく願います。

(柴田労働局長から島袋審議会会長へ諮問文が読み上げられ、手交される)

○島袋会長

ただいま、柴田労働局長より当審議会へ今年度の沖縄県最低賃金改正決定に係る諮問を受けました。本日の各審議事項に入る前に、議事次第の4番目となりますが柴田労働局長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願います。

○柴田労働局長

本日はお忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

今しがた諮問させていただきましたが、第1回沖縄地方最低賃金審議会の開催に当たり、一言ご挨拶させていただきます。

当審議会委員の皆様方には、日頃から労働行政の運営に当たりまして、多大な御理解と御支援を賜っておりますことを、この場を借りて感謝申し上げます。

さて、今年の春季労使交渉の賃上げ率につきましては、連合の第6回の集計結果では5.08%と、賃金と物価の好循環を実現する社会的機運などを背景に、1991年以来33年ぶりの高水準となるなど、高い伸び率となっております。

一方で、この賃上げの流れを非正規雇用労働者や我が国の労働者の7割が働いている中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも必要であると考えているところでございます。

最低賃金は、公労使三者の全国の最低賃金審議会においてしっかりとご議論いただき、その積み重ねを経て、昨年度、全国加重平均が1,004円となりました。

また、先月、6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む等としたところでございます。

審議会の委員の皆様におかれましては、最低賃金の法定の3要素、すなわち、

地域における働く方の生活のために必要な費用、

地域の働く方の賃金水準、

地域の企業が正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力、

を踏まえ、ご議論をよろしく願ひ申し上げます。

○島袋会長

柴田局長、ありがとうございます。

それでは、議事次第5の審議事項に入ります。

審議事項(1)は、「沖縄地方最低賃金審議会運営規程について」となっています。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程につきましては、毎年度審議の上で承認することとなっております。

事務局から規程案について説明をお願いいたします。

○崎原賃金室長

はい。着席のままご説明いたします。

まず、資料編 11 ページの資料 6 をご覧ください。

最低賃金法の抜粋版になりますけれども、第 26 条に「最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める」と規定されており、「最低賃金審議会令」が制定されております。

12 ページになりますが、審議会令の概要については、各委員の定数、任命手続、審議会及び専門部会の招集、議事、庶務、その他運営に必要な事項等について定められておりますが、12 ページの一番下にあります、第 8 条「この政令に規定するもののほか、審議会の議事および運営に関し必要な事項は、会長が定める」とされております。

次に、5 ページの資料 3、ページが前後しますが、沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）をご覧ください。

毎年、第 1 回審議会や必要に応じて、規程内容の改正の必要性等につきましてご審議いただいております。

今回お配りしております（案）につきましては、これまで審議いただきました結果を踏まえ、提案させていただいたものであります。

昨年度の第 1 回本審において、ご承認いただき、その後今年度案への変更点はございません。

本案内容でご承認いただければ、本日付けでの施行となります。

また、昨年度ご承認いただいた運営規程につきましては、廃止という取扱いでよろしいか、併せてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。本審議会の運営規程内容について、疑義等がありましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。

（特になし）

○島袋会長

ありがとうございます。

運営規程の変更自体はないとのことですので、特に意見等がなければ、本案を承認したいと思えます。よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

では、ご承認いただきましたので、タイトルより(案)を削除していただきまして、文書末尾の附則の施行日を本日、令和6年7月1日より施行としていただき、審議会を進めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、本規程第7条第1項「議事録及び議事要旨」の規定によりまして、本日の審議会の議事録署名人を、労働者側委員の方は、野原委員、使用者側委員の方は、福地委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議事次第5の(2)「沖縄地方最低賃金専門部会の設置等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○崎原賃金室長

資料編11ページの資料6をご覧ください。

最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は最低賃金の決定、又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されており、当専門部会の委員は、同じく第25条第3項及び12ページの最低賃金審議会令第6条第1項に基づき、当該最低賃金の関係労使の代表委員及び公益委員の各委員同数で構成し、委員は9名以内とすることになっております。

続いて、7ページの資料4をご覧ください。

沖縄地方最低賃金専門部会で審議、承認していただくことになっておりますが、規程(案)につきましても、後日、沖縄地方査定賃金専門部会で審議承認していただくこととなっておりますが、先ほど、ご承認いただきました沖縄地方最低賃金審議会運営規程との相違する条項については、第4条にあります実地調査並びに参考人意見聴取の規定のところございまして、その他は同様の規定となっております。

なお、会議の公開につきましては、昨年度から第7条において審議会運営規程と同じく、「会議は原則として公開とする」とし、但し書きについても審議会運営規程と同様としております。また、第8条第2項のとおり、議事録及び議事要旨につきましても、昨年度から原則公開としております。専門部会運営規程につきましては昨年度から、変更はございません。

本日は、専門部会設置につきましてもご検討いただきたいと思います。

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、沖縄県最低賃金の改正について審議・調査を行うため、関係法令に基づき、沖縄県最低賃金専門部会の設置を承認してよろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、専門部会が設置されましたので、設置の承認に引き続き、沖縄県最低賃金専門部会の委員について、事務局から説明をお願いします

○崎原賃金室長

専門部会の構成ですが、委員は、公益委員、関係労使の代表委員3名ずつ、計9名で構成する予定であります。このうち、公益委員については、本審公益委員から任命させていただく予定としておりますが、労働者側と使用者側委員につきましては、12ページの最低賃金審議会令第3条第1項及び第6条第4項に基づきそれぞれの団体等からのご推薦により選任することとされております。

労働者側と使用者側委員の推薦についてですが、専門部会の委員推薦公示を本日から16日(火)まで行いますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

○島袋会長

ただいまの事務局の説明は、労使双方よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは続きまして、議事次第5の(3)「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」に移ります。

これについて、事務局から説明をお願いします。

○崎原賃金室長

資料編12ページをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項によりますと、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」となっております。専門部会で全会一致の場合は、専門部会決議をもって審議会決議とするということでございます。具体的には、専門部会での多数決による決議は審議会でくつがえる可能性もあることから、同項の運用に当たりましては、原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限られるということでございます。

当審議会におきまして、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、運用につきましては、今説明させていただきましてとおりの取り扱いでよろしいかご検討をお願いいたします。

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明を踏まえ、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たり、専門部会において全会一致の場合に限り、最低賃金専門部会の決議をもって、当審議会の決議としたいと考えております。これでよろしいでしょうか

(特になし)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは、当審議会においては、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、専門部会における全会一致の決議の場合は、当審議会の決議とすることといたします。

続きまして、議事次第5の(4)「運営小委員会の設置等について」、事務局から説明をお願いします

○崎原賃金室長

9ページの資料5をご覧ください。

運営小委員会につきましては、本審の附託により、特定最低賃金、いわゆる産業別の最低賃金の改正の必要性などについての審議を諮っていただいております。

現在、沖縄県には4業種、糖類製造業、新聞業、各種商品小売業、自動車(新車)小売業の特定最低賃金が設定されております。

資料21ページの資料8に付けさせていただいておりますが、2024年3月21日に、今年度の特定最低賃金の改正について、4業種から意向表明が提出されておまして、今月上旬を目途に申し出が行われる予定となっております。

申し出がなされた場合、労働局長から当審議会に「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を行うこととなっております。

つきましては、申し出がなされた場合に備えて、先ほどご承認いただきました沖縄地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づきまして、運営小委員会の設置につきまして、先に本審議会においてご承認いただきたいと思います。

9ページの資料5をご覧ください。運営小委員会の構成につきましては、本審の委員の中から公労使3名ずつ、計9名で構成されます。第2条に基づくものでございます。

委員の任期は1年です。

設置の場合は、委員長及び委員長代理を置いて、選任された委員長が会務を総理すること、会議の招集、審議事項については、審議会本審の議決に基づき附託された内容となります。

議事録及び議事要旨の作成等については、本審に準じて、議事録署名人の設定を行います。

運営小委員会の審議結果につきましては、本審の会長に報告し、最終的に本審で内容決定することとなっております。

9ページの「沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」につきましては、昨年度から第

7条におきまして、沖縄地方最低賃金審議会運営規程と同様に「会議は原則として公開」、但し書きも同様です。

また、第5条の2におきまして、実地調査並びに参考人意見聴取について昨年度から規程を設けておりますが、それ以降の変更点はございません。

運営小委員会の設置及び規程案につきまして、ご検討していただきたいと思っております。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明のありましたとおり、労働局長から「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を受けた場合への対応を審議するために、今年度も運営小委員会を設置した方が良いものと考えます。小委員会の設置と規程（案）について承認してよろしいでしょうか

（特になし）

○島袋会長

ありがとうございます。

では、ご承認いただきましたので、タイトルより(案)を削除していただいて、文書末尾の附則の施行日を本日、令和6年7月1日より施行とさせていただきます。

続きまして、委員の指名についての案を事務局から配付いたしますのでお待ちください。

（事務局、委員名簿案を配布）

それでは、特定最低賃金の改正の必要性についての諮問が行われた場合、「運営小委員会」を設置することとし、委員につきましては、沖縄地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、委員を指名させていただきますが、お手元の案のとおり、

公益委員は岩橋委員、城間委員、そして私、島袋、
労働者側委員は石川委員、喜納委員、野原委員、
使用者側委員は田端委員、比嘉委員、福地委員
にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか

（異議なし）

○島袋会長

それでは、ただいま指名させていただきました委員の方々をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議事次第5の(5)「令和6年度年間審議計画について」の検討に移りたいと思っております。資料として添付されておりますが、内容について、事務局より説明をお願いします。

○崎原賃金室長

お配りしております資料編 15 ページの資料 7-1 の「令和 6 年度沖縄地方最低賃金審議計画（案）」をご覧ください。昨年と同様のスケジュールで作成しております。

また、特定最低賃金の審議日程につきましては、特定最低賃金合同専門部会において最終決定されるものですが、公益委員におかれましては、特定最低賃金の委員も兼ねていただいておりますので、参考までに組み入れさせていただいております。

なお、この日程につきましても、これまでと大きなずれがないようほぼ同時期に実施することを予定させていただいております。

既に各委員には、審議計画案を事前に配布させていただいたところですが、本計画案に基づきまして、審議会を開催させていただいてよろしいか、再度ご確認くださいまして、審議会スケジュールの最終調整をさせていただきたいと考えております。

ただし、予定どおり結審しない場合は、別途予備日を設けております。日程については改めての調整となろうかと思っております。

また、本審議会で地域最低賃金改正額に係ります答申の後、答申内容に対する意見聴取の公示を行うこととなります。公示期間において、異議申し立てがあった場合には、異議に対する審議を行うため本審を開催する必要があります。この日程案では、8月5日が答申の場合、8月21日に、また、8月7日答申の場合、8月23日に本審の開催と記載させていただいております。ご確認くださいと思います。

さらに、計画表に記載されております、7月24日から26日に実施する予定の専門部会の事業場視察につきましては、地域最賃の改正審議を行う専門部会におきまして、事業場を訪問し、経営者等と直接意見交換等を行う機会を設けさせていただいているものであります。

現在、専門部会委員はまだ決まっておりませんので、専門部会委員に選任された委員あてに、事業場視察につきましては、別途ご連絡させていただきます。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から提案のありました審議計画（案）についていかがでしょうか。ご意見等ございますでしょうか。

（田端委員、挙手）

○田端委員

一つだけ確認させていただきたいのですが、専門部会の事業場視察が、24 から 26 日の 3 日間に渡っているのですが、ある程度、場所と時間が想定されていると思うので、もしわかれば教えていただければと思います。

○崎原賃金室長

今、まだお教えすることができなくて、最終調整を行っております。時間等については、決まり次第お知らせしたいと思います。ご了承ください。

○田端委員

専門部会の委員の中で割り振りして調整しないといけないので、いつごろまでにわかるか教えていただければと思います。

○崎原賃金室長

近日中には決まると思っております。できれば今週中に。よろしくお願いいたします

○島袋会長

ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。

(特になし)

それでは、当審議会の日程については、本計画案により執り行うこととします。各委員の皆様におかれてはスケジュールの確保をお願いします。

では、最後の議事次第5の(7)「その他」とありますが、事務局から説明をお願いいたします。

○崎原賃金室長

事務連絡と今回配布させていただきました参考資料及び追加参考資料の説明をさせていただきます。

まず事務連絡ですが、今年度の中央最低賃金審議会の目安答申内容の伝達につきましては、先ほどのスケジュールのとおり、7月31日に開催予定としております第2回本審において説明をさせていただく予定でございますけれども、もし、結果が前後する場合がございますので、そのときには目安答申が出次第、速やかに委員の皆様には資料等の情報提供をお知らせしたいと思っておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、資料とは別に参考資料と追加参考資料をつけています。

参考資料については、他省庁や沖縄県、それから金融機関から出されました調査報告等を、最低賃金の改定にかかる審議の参考となる資料として配布させていただいているものでございます。

今年度の審議におきましてもご活用していただければと思います。

また、追加参考資料でございますけれども、6月25日に中央最低賃金審議会及び第1回目安に関する小委員会がありましたので、先に作成しておりました参考資料とは別枠で追加参考資料としております。

沖縄県経済動向の令和6年1月から3月期につきましても、先週28日の公表でしたので同様に追加

としております。ご承知おきください。

それから、資料25ページの資料10には、「業務改善助成金の実績」を添付しております。令和5年度の申請件数は317件と、前年度よりだいぶ増加しております。こちらをご参考にいただければと思います。

それ以外に、ご入り用の資料等がございましたら、お申し出いただければと思います。可能な限り対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から資料等説明がありました。何か、ご質問ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

(特になし)

はい、ありがとうございます。

他に何かございませんか。

(特になし)

それでは、特になさうでございますので、本日の議事は終了したいと思います。

第2回は7月31日月曜日、13時からの開催となっております。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙し中どうもありがとうございました。

大変、お疲れ様でした

○崎原賃金室長

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。